



宮 崎 県 公 報

平成30年1月25日(木曜日) 第 2964 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1		○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (都市計画課) 16
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1		公 告
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2		○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・調・数課) 17
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2		○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (“) 17
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 2		○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 18
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 3		○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 18
○道路の区域の変更 (41件) …………… (道路保全課) 3		○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 18
○道路の供用の開始 (21件) …………… (“) 11		公安委員会規則
○道路の占用を制限する区域の指定 (5件) …… (“) 15		○指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則…………… 18

告 示

宮崎県告示第 162号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570204174	デイサービスなごみ苑	宮崎県都城市上長飯町7号12番地1	有限会社なごみ苑	宮崎県都城市上長飯町7号12番地2	平成29年12月1日	通所介護
4572101253	デイサービスあくた門川店	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町四丁目20番地	株式会社きずな	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町四丁目20番地	平成29年12月1日	通所介護
4571901042	訪問介護ふたば	宮崎県東諸県郡国富町本庄1975番地1 KMKコーポ103号	合同会社ふたば	宮崎県東諸県郡国富町本庄4987番地3	平成29年12月20日	訪問介護

宮崎県告示第 163号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570204174	デイサービスなごみ苑	宮崎県都城市上長飯町7号12番地1	有限会社なごみ苑	宮崎県都城市上長飯町7号12番地2	平成29年12月1日	介護予防通所介護
4572101253	デイサービスあくた門川店	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町四丁目20番地	株式会社さきずな	宮崎県東臼杵郡門川町西栄町四丁目20番地	平成29年12月1日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570203028	訪問介護事業所いきいきわくわく健康増進クラブ	宮崎県都城市志比田町4930番地3	合同会社プランニング・PRO	宮崎県都城市志比田町11025番地4	平成29年12月31日	訪問介護

宮崎県告示第 165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570500316	デイサービスキリクラ	宮崎県小林市堤3091番地7	有限会社キリクラメディカル	宮崎県小林市堤3125番地6	平成29年12月1日	介護予防通所介護
4570203028	訪問介護事業所いきいきわくわく健康増進クラブ	宮崎県都城市志比田町4930番地3	合同会社プランニング・PRO	宮崎県都城市志比田町11025番地4	平成29年12月31日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 166号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-55	映画	おっとり姉さん 恥骨で誘う	竹洞組 <オーピー映画>	平成30年1月16日

29年-56	映画	あいつの母親 淫靡な乳房	松岡組 ＜新日本映像＞
29年-57	映画	勃ちっぱなしエブリデイ	渡辺(元)組 ＜オーピー映画＞
29年-58	映画	煩惱チン貸住宅 淫らな我が家	関根組 ＜オーピー映画＞
29年-59	映画	独身熟女 悶え狂った体験	新田組 ＜新東宝映像＞
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 167号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町津屋野字星ヶ嶺1925-1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 168号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 18号	延岡市細見町3617番1地先から同市同町3576番6地先まで	旧	6.4～14.0	195.5
				新	8.8～20.9	195.5

宮崎県告示第 169号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川 575番1地先から同郡同町同大字同字 577番5地先まで	旧	13.3～19.3	101.0
				新	15.3～37.3	101.0

宮崎県告示第 170号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字穂北字山浦 77番 164地先から同市同大字同字 77番 130地先まで	旧	12.8～34.6	51.2
				新	19.5～39.6	51.2

宮崎県告示第 171号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字横 野字石櫃 1	旧	5.9~ 44.9	106.3
			44番18地先 から同郡同 村同大字字 横野 150番 2地先まで	新	25.9~ 70.3	106.3

宮崎県告示第 172号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	小林市堤字 平之上2268 番3から同 市堤字三松 3609番3地 先まで	旧	12.0~ 16.9	415.0
				新	14.2~ 20.5	415.0

宮崎県告示第 173号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 23号	都城市御池 町霧島国有 林 243林班 た小班から 同市同町霧 島国有林 2	旧	14.4~ 31.5	28.7
				新	30.5~ 51.0	28.7

			43林班た小 班まで			
--	--	--	---------------	--	--	--

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 23号	都城市吉之 元町霧島国 有林 237林 班わ小班か ら同市同町 霧島国有林 237林班な 小班まで	旧	10.1~ 32.4	573.3
				新	18.0~ 71.3	573.3

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班か ら同市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班ま で	旧	4.5~ 6.1	31.0
				新	12.0~ 43.1	31.0

宮崎県告示第 176号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木 中原柚園国 有林2111林 班ち小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2111林 班る小班ま で	旧	4.6～ 6.1	101.5
				新	4.9～ 38.9	101.5

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字佐札 1736番 4 地 先から同郡 同村同大字 同字1736番 3 地先まで	旧	8.9～ 30.8	280.8
				新	8.9～ 44.7	280.8

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字大久保 甲5031番 3 地先から同 市同町字二 ツ山甲5696 番 3 地先ま	旧	10.9～ 16.1	830.5
				新	11.9～ 16.4	830.5

			で			
--	--	--	---	--	--	--

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町今泉字杵 掛上甲3675 番 1 地先か ら同市同町 今泉同字甲 3700番 1 地 先まで	旧	13.3～ 14.5	92.2
				新	13.4～ 16.9	92.2

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町三川内字 佐土川内27 58番13地先 から同市同 町同大字同 字2758番10 地先まで	旧	15.4～ 19.8	181.9
				新	17.7～ 34.3	181.9

宮崎県告示第 181号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町古江字下 洗出し2412 番3地先か ら同市同町 古江字荻原 2476番1地 先まで	旧	7.0～ 27.9	221.7
				新	9.6～ 27.9	221.7

宮崎県告示第 182号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 大窪字井手 尾3374番4 地先から同 市同大字字 苗代平2684 番1地先ま で	旧	3.8～ 19.6	861.6
				新	3.8～ 19.6	861.6
					8.2～ 47.4	736.6

宮崎県告示第 183号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
14	県道	佐土原 国富線	宮崎市佐土 原町下那珂 字片瀬原34 35番3地先 から同市同 町下那珂字 坂本 12393 番1地先ま	旧	7.5～ 12.3	1,253. 0
				新	10.0～ 22.3	1,253. 0

			で			
--	--	--	---	--	--	--

宮崎県告示第 184号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
17	県道	南保宮 崎線	東諸県郡国 富町大字田 尻字下水流 116番2地 先から同郡 同町同大字 同字 108番 4地先まで	旧	22.7～ 50.5	56.1
				新	23.4～ 50.5	56.1

宮崎県告示第 185号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
18	県道	荒武新 富線	西都市大字 荒武字水落 4217番1地 先から同市 同大字同字 4221番1地 先まで	旧	9.5～ 21.8	203.6
				新	15.3～ 25.6	209.5

宮崎県告示第 186号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 1 32地先から 同市須木下 田同字 112 番 227地先 まで	旧	4.6～ 38.8	224.4
				新	7.1～ 84.7	170.0

宮崎県告示第 187号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町郷之原字 山之口乙 7 55番地先か ら同市同町 郷之原字流 合甲 157番 5まで	旧	10.8～ 28.3	902.8
				新	11.8～ 28.3	902.8

宮崎県告示第 188号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
29	県道	高原野 尻線	西諸県郡高 原町大字西 麓字田ノ尻 4078番12地 先から同郡 同町同大字 同字4086番 1地先まで	旧	50.5～ 61.9	33.5
				新	50.5～ 73.6	33.5

宮崎県告示第 189号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町笛水字瀬 口1353番16 地先から小 林市野尻町 東麓字舟戸 4043番 1 地 先まで	旧	7.0～ 64.9	1,789. 0
				新	7.0～ 88.1	1,763. 3

宮崎県告示第 190号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字上江字益 田1599番5 地先から同 市同大字同 字1598番地 先まで	旧	10.7～ 15.9	58.9
				新	11.9～ 15.9	58.9

宮崎県告示第 191号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
122	県道	古江丸 市尾線	延岡市北浦 町古江字下 洗出し2412 番6地先か ら同市同町 古江字中港 2429番3地 先まで	旧	8.3～ 12.0	32.0
				新	9.6～ 17.4	33.0

宮崎県告示第 192号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
212	県道	浦城東 海線	延岡市浦城 町 280番6 地先から同 市同町1150 番7地先ま で	旧	4.1～ 11.1	572.5
				新	4.1～ 29.6	572.5
					5.3～ 26.9	540.4

宮崎県告示第 193号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町槇峰字松 崎ノ下未 4 97番5地先 から同市同 町槇峰同字 未 496番3 地先まで	旧	4.3～ 24.0	29.5
					7.0～ 11.9	29.5
				新	7.0～ 11.9	29.5

宮崎県告示第 194号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字馬 峰未 993番 12地先から 同市同町槇 峰字松崎ノ 下未 498番 3地先まで	旧	4.6～ 5.5	65.8
				新	7.5～ 15.5	65.8

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5172番2 地先から同 市同町5172 番2地先ま で	旧	10.2～ 14.0	12.4
				新	21.7～ 21.9	12.4

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5207番 1 地先から同 市同町5207 番 1 地先ま で	旧	3.7～ 6.6	15.4
				新	6.6～ 11.0	15.4

宮崎県告示第 197号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字中 藪亥 514番 6 地先から 同市同町二 股同字亥 5 14番 6 地先 まで	旧	13.1～ 15.5	24.5
				新	13.1～ 17.3	24.5

宮崎県告示第 198号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字元 屋敷亥 612	旧	9.2～ 16.2	30.5
				新		

			番11地先か ら同市同町 二股同字亥 613番36地 先まで	新	14.6～ 22.8	30.5
--	--	--	--	---	---------------	------

宮崎県告示第 199号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市細見 町3505番地 先から同市 同町3636番 4 地先まで	旧	8.3～ 41.6	456.7
				新	8.3～ 41.6	456.7
			延岡市細見 町3505番地 先から同市 同町3608番 2 まで		10.8～ 43.9	395.4

宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字鷹之巢 八重 1 番 4 地先から同 郡同村同大	旧	20.0～ 27.6	38.6
				新	21.4～ 31.4	38.6

			字同字 1 番 4 地先まで			
--	--	--	-------------------	--	--	--

宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字鷹之巢 八重 1 番 3 地先から同 郡同村同大 字同字 1 番 3 地先まで	旧	24.6～ 35.6	20.2
				新	33.5～ 38.0	20.2

宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字鷹之巢 八重 1 番 4 から同郡同 村同大字同 字 1 番 4 ま で	旧	14.0～ 30.8	89.0
				新	17.3～ 53.5	51.6

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 45番21地先 から同郡同 村同大字同 字 245番21 地先まで	旧	8.4～ 13.5	25.6
				新	10.6～ 13.6	25.6

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 43番11地先 から同郡同 村同大字同 字 243番 1 地先まで	旧	8.5～ 32.7	81.4
				新	12.2～ 48.5	81.4

宮崎県告示第 205号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月25日から平成30年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 24番 2 地先 から同郡同 村同大字 越野尾 222 番14地先ま	旧	17.0～ 37.9	105.5
				新	27.0～ 59.2	60.3

で

宮崎県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
338	県道	大久保木崎線	宮崎市大字熊野字下原5666番1から同市同大字同字6093番4まで	旧	7.5～15.4	232.0
				新	8.4～29.7	232.0

宮崎県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
403	県道	えびの高原京町線	えびの市大字浦字門田1456番7地先から同市同大字同字1430番9地先まで	旧	4.3～22.2	68.0
				新	7.4～32.4	65.3

宮崎県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
408	県道	西川北	えびの市大	旧	8.8～	53.3

京町温泉停車場線	字向江字畑田603番5地先から同市同大字字籠田596番5地先まで	新	10.4	53.3
			14.0～14.0	

宮崎県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道219号	西都市大字穂北字山浦77番164地先から同市同大字同字77番130地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道219号	児湯郡西米良村大字横野字石櫃144番18地先から同郡同村同大字字横野150番2地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班から 同市須木 中原重永国 有林2078林 班ら小班まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 212号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市須木 中原柚園国 有林2111林 班ち小班から 同市須木 中原柚園国 有林2111林 班る小班まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 213号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字佐札 1736番4地	平成30年1月25日

先から同郡
同村同大字
同字1736番
3地先まで

宮崎県告示第 214号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町今泉字杵 掛上甲3675 番1地先から 同市同町 今泉同字甲 3700番1地 先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 215号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町三川内字 佐土川内27 58番13地先 から同市同 町同大字同 字2758番10 地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 216号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町古江字下 洗出し2412 番3地先か ら同市同町 古江字荻原 2476番1地 先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 217号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 1 32地先から 同市須木下 田同字 112 番 227地先 まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 218号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町笛水字前 畑1523番3 地先から同 市同町笛水 字北園1585 番 1 地先ま	平成30年1月25日

で

宮崎県告示第 219号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字上江字益 田1599番5 地先から同 市同大字同 字1598番地 先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町5811番23 地先から同 市同町 169 番地先まで	平成30年2月3日

宮崎県告示第 221号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
122	県道	古江丸 市尾線	延岡市北浦 町古江字下	平成30年1月25日

洗出し2412
番6地先か
ら同市同町
古江字中港
2429番3地
先まで

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
212	県道	浦城東 海線	延岡市浦城 町 280番6 地先から同 市同町1126 番 200地先 まで	平成30年1月25日
			延岡市浦城 町 142番地 先から同市 同町1126番 200地先ま で	

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町檜峰字松 崎ノ下未 4 97番1地先 から同市同 町檜峰同字 未 496番3 地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 224号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字鷹之巢 八重1番4 地先から同 郡同村同大 字同字1番 4地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 225号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字鷹之巢 八重1番3 地先から同 郡同村同大 字同字1番 3地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 226号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字鷹之巢 八重1番4 から同郡同 村同大字同 字1番4ま で	平成30年1月25日

宮崎県告示第 227号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 45番21地先 から同郡同 村同大字同 字 245番21 地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 228号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 43番11地先 から同郡同 村同大字同 字 243番1 地先まで	平成30年1月25日

宮崎県告示第 229号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
435	県道	益安平 山線	日南市大字 平山字藪下 25番4地先 から同市同 大字字松花 400番3地 先まで	平成30年1月26日

宮崎県告示第 230号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	223号	都城市御池町霧島国有林 243林班た小班から同市同町霧島国有林 243林班た小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月9日

宮崎県告示第 231号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	223号	都城市吉之元町霧島国有林 237林班わ 小班から同市同町霧島国有林 237林班 な小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に
占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮
設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場
合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月9日

宮崎県告示第 232号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次
のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	269号	宮崎市清武町今泉字杏掛上甲3675番1 地先から同市同町今泉同字3700番1地 先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に
占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮
設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場
合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月9日

宮崎県告示第 233号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次
のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

宮崎県告示第 235号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、
公布の日から施行する。ただし、第5項第4号の表の改正規定は、平成30年2月3日から施行する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	延岡市北浦町古江字下洗出し2412番3 地先から同市同町古江字荻原2476番1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に
占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮
設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場
合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月9日

宮崎県告示第 234号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次
のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月25日から平成30年2月8日まで
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	古江丸市 尾線	延岡市北浦町古江字下洗出し2412番6 地先から同市同町古江字中港2429番3 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に
占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮
設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場
合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月9日

改正前	改正後																																																																						
<p>2 条例第8条第4号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">地域又は場所</th> <th style="width:50%;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条の規定により指定された特別地域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>自然公園法第33条に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域及び農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第 112号）第5条第3項の規定により実施計画（同条第1項又は第2項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた工業等導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 一般県道</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道堤庄内線</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)・(6) [略]</p>	地域又は場所	区分	自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条の規定により指定された特別地域	[略]	自然公園法第33条に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域及び農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第 112号）第5条第3項の規定により実施計画（同条第1項又は第2項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた工業等導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域	[略]	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						県道堤庄内線	[略]					[略]						<p>2 条例第8条第4号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">地域又は場所</th> <th style="width:50%;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>自然公園法第33条第1項に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第 112号）第5条第2項の規定により実施計画（同条第1項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた産業導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 一般県道</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道堤庄内線</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道飯野松山都城線（都志布志道路）</td> <td>現道との交点 （都城市梅北町地内）</td> <td>県道都城東環状線との交点 （都城市梅北町地内）</td> <td style="text-align: center;">500 メー トル</td> <td>用途地 域等を 除く区 域</td> <td>第2 種禁 止地 域等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)・(6) [略]</p>	地域又は場所	区分	自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域	[略]	自然公園法第33条第1項に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第 112号）第5条第2項の規定により実施計画（同条第1項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた産業導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域	[略]	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						県道堤庄内線	[略]					県道飯野松山都城線（都志布志道路）	現道との交点 （都城市梅北町地内）	県道都城東環状線との交点 （都城市梅北町地内）	500 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2 種禁 止地 域等	[略]					
地域又は場所	区分																																																																						
自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条の規定により指定された特別地域	[略]																																																																						
自然公園法第33条に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域及び農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第 112号）第5条第3項の規定により実施計画（同条第1項又は第2項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた工業等導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域	[略]																																																																						
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分																																																																		
	起 点	終 点																																																																					
[略]																																																																							
県道堤庄内線	[略]																																																																						
[略]																																																																							
地域又は場所	区分																																																																						
自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域	[略]																																																																						
自然公園法第33条第1項に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第 112号）第5条第2項の規定により実施計画（同条第1項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた産業導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域	[略]																																																																						
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分																																																																		
	起 点	終 点																																																																					
[略]																																																																							
県道堤庄内線	[略]																																																																						
県道飯野松山都城線（都志布志道路）	現道との交点 （都城市梅北町地内）	県道都城東環状線との交点 （都城市梅北町地内）	500 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2 種禁 止地 域等																																																																		
[略]																																																																							

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証があった。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年1月11日	特定非営利活動法人ファーストステップ	西府 祐也	宮崎県宮崎市下原町315番地15	この法人は、生活困窮者に対して、自立を支援し、人権を守り、自立した生活困窮者等が再び生活困窮者となることを防ぐ

			とともに、生活困窮者であることによるあらゆる差別をなくすための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年1月15日	特定非営利活動法人みやざき自立支援センターシーソーウェルフェア	笠江 保夫	宮崎県都城市都北町5745番地	この法人は、障がい者及び障がい児に対して、日常生活支援及び就労の機会や就労訓練の場の提供、地域住民との交流、連携の推進を行い、地域社会での自立と社会参加を実現するための支援をおこない、もって地域福祉の発展と拡充に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から平成29年12月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、割付地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業）に係る

土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年1月25日から平成30年2月23日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、高原町長から次のとおり通知があった。

平成30年1月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量 数値地形データファイル作成（地図情報レベル 2,500）
- 作業地域
高原町内一円
- 作業期間
平成29年12月28日から平成30年3月16日まで

公安委員会規則

指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則をここに公布する。

平成30年1月25日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第1号

指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第 108条の2第1項第9号、道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）第41条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第9項の規定に基づく指定自動車教習所の職員に対する講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講習の委託）

第2条 講習を委託する場合は、法第 108条の2第3項及び府令第38条の3の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものに委託するものとする。

2 前項の委託に当たっては、次に掲げる条件を付して行うものとする。

- 講習は、この規則及びこの規則に基づいて定める事項により実施されるものであること。
- 講習の実施に関しては、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指導監督に従うこと。

（委託の解除）

第3条 前条の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施する講習がこの規則に違反して行われた場合その他同条第2項の委託条件に著しい違反があった場合は、委託を解除するものとする。

(講習の通知及び受講)

第4条 法第99条の4の規定による講習の通知は、指定自動車教習所職員講習通知書(府令別記様式第22の10)により、当該職員の所属する指定自動車教習所の管理者(以下「管理者」という。)に対して行うものとする。

2 前項の通知を受けた管理者は、指定された職員に対し講習を受けさせなければならない。ただし、当該職員が病気その他の理由で講習を受けることができない場合は、この限りでない。

(講習の申出)

第5条 前条第1項の通知を受けた管理者は、講習を受ける職員(以下「受講者」という。)ごとに指定自動車教習所職員講習受講申出書(宮崎県道路交通法施行細則(昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号。以下「細則」という。)別記様式第33号。以下「受講申出書」という。)を作成させ、講習の実施日前までに公安委員会又は受託者に提出するものとする。

2 受講者は、受講申出書に講習の手数料額に応じた宮崎県収入証紙を貼付するものとする。

3 受託者は、受講申出書を受理したときは、速やかに、交通部運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

(講習の実施場所)

第6条 講習は、所要の受講者が収容できる警察施設又は受託者が講習及び受講者数に応じて選定した施設で行うものとする。

(講習の実施等)

第7条 講習は、次の表の左欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習を、同表の右欄に掲げる時間及び回数実施するものとする。この場合において、受講者が教習指導員であり、かつ、技能検定員であるときは、教習指導員講習又は技能検定員講習のいずれかの講習を受講すれば足りるものとする。

受講者の区分	講習の名称	講習の時間及び回数
教習指導員	教習指導員講習	9時間。おおむね1年ごとに1回
技能検定員	技能検定員講習	10時間。おおむね1年ごとに1回
管理者を直接に補佐する職員	副管理者講習	6時間。おおむね1年ごとに1回

2 講習を実施する際は、警察本部長が示す講習科目に基づき、年間講習実施計画を策定し、公安委員会の承認を得るものとする。

3 講習は、専門的知識又は技能を有する者によって実施し、かつ、教本、自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて効果的に実施しなければならない。

(報告)

第8条 受託者は、講習を終了したときは、速やかに、講習の実施結果を交通部運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(修了証書の交付)

第9条 公安委員会は、講習を受講した者に対して、指定自動車教習所職員講習修了証書(細則別記様式第38号)を交付するものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--